

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	18	担当課	畜産課
法令名	家畜取引法	根拠条項	18-1	不利益処分の種類	家畜市場登録の取消	
家畜取引法						
(昭和31.6.1 法123) 最終改正 平成11法160						
(登録の基準)						
第5条 都道府県知事は、第3条の登録の申請者が次の各号の1に該当するとき、又は業務規程がこの法律の規定に違反するときは、同条の登録をしてはならない。						
一 第18条の規定により登録が取り消された者で、その取消の日から2年を経過しないもの						
二 家畜商法(昭和24年法律第208号)第7条第2項第1号に掲げる場合に該当して同項の規定により免許が取り消された者で、その取消の日から2年を経過しないもの						
三 禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律、家畜商法若しくは家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定に違反して罰金に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの						
四 法人で、当該業務を執行する役員のうち前3号の1に該当する者があるもの						
五 家畜市場を開設し、及び運営するのに必要な資力信用を有しない者						
(登録の取消等)						
第18条 都道府県知事は、開設者が第5条第2号から第5号までの1に該当するに至ったときは、第3条の登録を取り消さなければならない。						
2 都道府県知事は、開設者が次の各号の1に該当するときは、1年以内の期間を定めて当該家畜市場の開場の停止を命じ、又は第3条の登録を取り消すことができる。						
一 この法律、この法律に基づく命令又は業務規程に違反したとき。						
二 特別の理由がなく引き続き1年以上当該家畜市場を開場しないとき。						